

## 鹿屋市建設工事等入札参加資格における格付けの要件等

本市の格付けは鹿屋市建設業者工事等施工能力審査要領に基づく計算式により算出された点数を基に、市内業者の保護・育成や、大幅な格付けの異動を避ける観点から、単に総合点数順ではなく、実情に対応すべく下記の取扱いを設け、格付けを行っております。

- ① 格上げ、格下げを行う場合は、直近上位又は下位の1階級となります。
- ② 土木工事・上水道工事は過去5年間、建築工事・電気工事・管工事は過去7年間、造園工事は過去8年間に鹿屋市からの受注実績の無い業者は格上げを行いません。
- ③ 新規格付業種は、経営事項等審査結果における工事施工実績があるものに限り登録可とし、最下位ランクで格付けを行います。
- ④ 当該年度の格付けを行う場合、前回の格付け以降に指名停止の措置を受けた業者は、格上げを行いません。
- ⑤ 土木工事・建築工事・電気工事・管工事のA級については、当該工事の1級工事施工管理技士を有する必要があります。加えて、建築工事のA級は特定建設業許可を有する必要があります。
- ⑥ 市外業者の支店・営業所等については、新規での格付けは行いません。
- ⑦ 市外に住所を有する個人事業主は格上げを行いません。また、新規での格付けも行いません。
- ⑧ 新たにA級へ格上げする場合は、本社所在地が鹿屋市内である業者に限定します。
- ⑨ 税金の滞納がないこと。